

第百六十九回国会
衆議院

国土交通委員会議録 第八号

平成二十年四月八日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 竹本 直一君

理事 河本 三郎君 理事 西村 康稔君

理事 西銘恒三郎君 理事 望月 義夫君

理事 山本 公一君 理事 川内 博史君

理事 後藤 斎君 理事 高木 陽介君

赤池 誠章君 小里 泰弘君

大塚 高司君 岡部 英明君

鍵田忠兵衛君 金子善次郎君

龜岡 偉民君 北村 茂男君

佐田玄一郎君 島村 宜伸君

杉田 元司君 鈴木 淳司君

谷 公一君 長島 忠美君

葉梨 康弘君 林 幹雄君

原田 憲治君 松本 洋平君

盛山 正仁君 若宮 健嗣君

逢坂 誠二君 小宮山泰子君

古賀 一成君 階 猛君

長安 豊君 三日月大造君

森本 哲生君 西 博義君

穀田 恵二君 糸川 正晃君

国土交通大臣 冬柴 鐵三君

国土交通副大臣 松島みどり君

国土交通大臣政務官 金子善次郎君

国土交通大臣政務官 谷 公一君

国土交通委員会専門員 龜井 爲幸君

委員の異動

四月八日

辞任

松本 文明君

鷺尾英一郎君

補欠選任

松本 洋平君

階 猛君

赤羽 一嘉君 西 博義君
龜井 静香君 糸川 正晃君

同日

辞任 松本 洋平君 補欠選任 松本 文明君

階 猛君 鷺尾英一郎君

西 博義君 赤羽 一嘉君

糸川 正晃君 龜井 静香君

四月四日

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第一〇号)

同日

公共工事設計労務単価の改善を求めることに関
する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一〇五五号)

同(石井郁子君紹介)(第一〇五六号)

同(太田和美君紹介)(第一〇五七号)

同(笠井亮君紹介)(第一〇五八号)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇五九号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一〇六〇号)

同(笹木竜三君紹介)(第一〇六一号)

同(志位和夫君紹介)(第一〇六二号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一〇六三号)

同(園田康博君紹介)(第一〇六四号)

同(田村謙治君紹介)(第一〇六五号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇六六号)

同(古川元久君紹介)(第一〇六七号)

同(三井辨雄君紹介)(第一〇六八号)

同(吉井英勝君紹介)(第一〇六九号)

同(岡本充功君紹介)(第一〇七〇号)

同(菅野哲雄君紹介)(第一〇七一号)

同(北神圭朗君紹介)(第一〇七二号)

同(重野安正君紹介)(第一〇七三号)

同(田島一成君紹介)(第一〇七四号)

同(辻元清美君紹介)(第一〇七五号)

同(土肥隆一君紹介)(第一一七〇号)

同(日森文尋君紹介)(第一一七一号)

同(福田昭夫君紹介)(第一一七二号)

同(三谷光男君紹介)(第一一七三号)

同(森本哲生君紹介)(第一一七四号)

同(阿部知子君紹介)(第一一七五号)

同(柚木道義君紹介)(第一一七六号)

同(阿部知子君紹介)(第一一七七号)

同(阿部知子君紹介)(第一一七八号)

同(阿部知子君紹介)(第一一七九号)

同(阿部知子君紹介)(第一一八〇号)

同(阿部知子君紹介)(第一一八一号)

同(阿部知子君紹介)(第一一八二号)

同(阿部知子君紹介)(第一一八三号)

同(阿部知子君紹介)(第一一八四号)

同(阿部知子君紹介)(第一一八五号)

同(阿部知子君紹介)(第一一八六号)

同(阿部知子君紹介)(第一一八七号)

同(阿部知子君紹介)(第一一八八号)

同(阿部知子君紹介)(第一一八九号)

同(阿部知子君紹介)(第一一九〇号)

同(阿部知子君紹介)(第一一九一号)

同(阿部知子君紹介)(第一一九二号)

同(阿部知子君紹介)(第一一九三号)

同(阿部知子君紹介)(第一一九四号)

同(阿部知子君紹介)(第一一九五号)

同(阿部知子君紹介)(第一一九六号)

同(阿部知子君紹介)(第一一九七号)

同(阿部知子君紹介)(第一一九八号)

同(阿部知子君紹介)(第一一九九号)

同(阿部知子君紹介)(第二〇〇〇号)

同(阿部知子君紹介)(第二〇〇一号)

同(阿部知子君紹介)(第二〇〇二号)

同(阿部知子君紹介)(第二〇〇三号)

同(阿部知子君紹介)(第二〇〇四号)

同(阿部知子君紹介)(第二〇〇五号)

同(阿部知子君紹介)(第二〇〇六号)

同(阿部知子君紹介)(第二〇〇七号)

地方の道路整備を支える財源の確保と充実等を
求める意見書(岐阜県海津市議会)(第二一五六
号)

地方の道路整備の促進と道路特定財源の確保を
求める意見書(徳島県小松島市議会)(第二一五
七号)

地方の道路整備の促進と道路特定財源の確保を
求める意見書(徳島県阿波市議会)(第二一五八
号)

地方の道路整備の促進と道路財源の確保に関す
る意見書(徳島県美馬市議会)(第二一九九号)

地方の道路整備の促進と道路特定財源の確保を
求める意見書(徳島県上板町議会)(第二二一六
号)

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書
(北海道議会)(第二二一六号)

道路特定財源のあり方と地方財源の確保に関す
る意見書(北海道美唄市議会)(第二二二二号)

「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海
道七飯町議会)(第二二二三号)

「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海
道由仁町議会)(第二二二四号)

「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海
道雨竜町議会)(第二二二五号)

「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海
道下川町議会)(第二二二六号)

「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海
道厚真町議会)(第二二二七号)

道路整備に関する意見書(北海道池田町議会)
(第二二二八号)

道路特定財源の確保に関する意見書(青森市議
会)(第二二二九号)

道路整備財源の確保に関する意見書(秋田県鹿
角市議会)(第二二三〇号)

道路特定財源の確保とそのための暫定税率の維

「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道新十津川町議会)(第二五八八号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道妹背牛町議会)(第二五八九号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道秩父別町議会)(第二五九〇号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道幌加内町議会)(第二五九一号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道鷹栖町議会)(第二五九二号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道比布町議会)(第二五九三号)
道路の中期計画の推進に関する意見書(北海道愛別町議会)(第二五九四号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道上川町議会)(第二五九五号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道占冠村議会)(第二五九六号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道遠別町議会)(第二五九七号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道利尻町議会)(第二五九八号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道利尻富士町議会)(第二五九九号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道小清水町議会)(第二六〇〇号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道湧別町議会)(第二六〇一号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道湧別町議会)(第二六〇二号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道豊浦町議会)(第二六〇三号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道安平町議会)(第二六〇四号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道平取町議会)(第二六〇五号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道新冠町議会)(第二六〇六号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道

道えりも町議会)(第二六〇七号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道更別村議会)(第二六〇八号)
道路整備の促進に関する意見書(北海道池田町議会)(第二六〇九号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道豊頃町議会)(第二六一〇号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道陸別町議会)(第二六一一号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道浦幌町議会)(第二六一二号)
道路特定財源を確保し道路整備の推進を求める意見書(岩手県大船渡市議会)(第二六一三号)
道路特定財源の確保に関する意見書(岩手県久慈市議会)(第二六一四号)
道路特定財源の確保に関する意見書(岩手県陸前高田市議会)(第二六一五号)
道路特定財源の確保に関する意見書(岩手県二戸市議会)(第二六一六号)
道路特定財源の確保に関する意見書(岩手県八幡平市議会)(第二六一七号)
道路特定財源制度の堅持及び道路整備予算の確保に関する意見書(岩手県西和賀町議会)(第二六一八号)
道路特定財源制度堅持に関する意見書(岩手県藤沢町議会)(第二六一九号)
道路整備の推進と道路特定財源の確保に関する意見書(岩手県山田町議会)(第二六二〇号)
道路整備の推進と道路財源の確保に関する意見書(岩手県九戸村議会)(第二六二一号)
道路整備の推進と道路特定財源の堅持を求める意見書(岩手県洋野町議会)(第二六二二号)
道路特定財源の確保に関する意見書(宮城県塩竈市議会)(第二六二三号)
道路特定財源の確保に関する意見書(宮城県角田市議会)(第二六二四号)
道路財源の確保に関する意見書(山形県議会)(第二六二五号)
道路特定財源の確保に関する意見書(山形県上

山市議会)(第二六二六号)
道路特定財源の確保に関する意見書(山形県南陽市議会)(第二六二七号)
道路整備の推進と道路特定財源の暫定税率延長に関する意見書(山形県金山町議会)(第二六二八号)
道路整備の推進と道路特定財源の暫定税率延長に関する意見書(山形県大蔵村議会)(第二六二九号)
道路整備の推進と道路特定財源の暫定税率延長に関する意見書(山形県鮭川村議会)(第二六三〇号)
道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書(福島県田村市議会)(第二六三一号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県桑折町議会)(第二六三二号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県飯野町議会)(第二六三三号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県大玉村議会)(第二六三四号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県鏡石町議会)(第二六三五号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県下郷町議会)(第二六三六号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県檜枝岐村議会)(第二六三七号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県只見町議会)(第二六三八号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県三島町議会)(第二六三九号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県金山町議会)(第二六四〇号)
道路特定財源の安定的な確保に関する意見書(福島県津美里町議会)(第二六四一号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県泉崎村議会)(第二六四二号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県中島村議会)(第二六四三号)

道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県石川町議会)(第二六四四号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県玉川村議会)(第二六四五号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県平田村議会)(第二六四六号)
道路特定財源の安定的な確保に関する意見書(福島県広野町議会)(第二六四七号)
道路特定財源の安定的な確保に関する意見書(福島県川内村議会)(第二六四八号)
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県双葉町議会)(第二六四九号)
道路特定財源の安定的な確保に関する意見書(福島県葛尾村議会)(第二六五〇号)
道路特定財源の確保に関する意見書(茨城県ひたちなか市議会)(第二六五一号)
道路特定財源の確保に関する意見書(茨城県鹿嶋市議会)(第二六五二号)
道路特定財源の確保に関する意見書(茨城県常陸大宮市議会)(第二六五三号)
道路特定財源の確保に関する意見書(茨城県行方市議会)(第二六五四号)
道路特定財源の確保に関する意見書(栃木県佐野市議会)(第二六五五号)
道路特定財源の確保に関する意見書(栃木県鹿沼市議会)(第二六五六号)
道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書(栃木県真岡市議会)(第二六五七号)
道路特定財源の確保に関する意見書(栃木県那須烏山市議会)(第二六五八号)
道路特定財源の確保に関する意見書(栃木県下野市議会)(第二六五九号)
道路特定財源の確保に関する意見書(群馬県太田市議会)(第二六六〇号)
道路特定財源の確保に関する意見書(群馬県藤岡市議会)(第二六六一号)
道路特定財源などの確保に関する意見書(群馬県上野村議会)(第二六六二号)

道路特定財源などの確保に関する意見書(群馬県南牧村議会)(第二六六三三号)	度内成立を求める意見書(石川県かほく市議会)(第二六八二二号)	見書(三重県尾鷲市議会)(第二七〇〇号)	見書(奈良県河合町議会)(第二七一八号)
道路特定財源などの確保に関する意見書(群馬県板倉町議会)(第二六六四号)	道路特定財源堅持に関する意見書(山梨県大月市議会)(第二六八三三三)	道路財源の確保と地方への配分強化を求める意見書(三重県尾鷲市議会)(第二七一〇一)	道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書(奈良県吉野町議会)(第二七一九号)
道路特定財源等の堅持に関する意見書(群馬県邑楽町議会)(第二六六五号)	道路特定財源堅持に関する意見書(山梨県北杜市議会)(第二六八四四)	道路特定財源の確保を求める意見書(三重県東員町議会)(第二七〇二二)	道路特定財源の確保を求める意見書(奈良県下北山村議会)(第二七二〇号)
道路特定財源の確保に関する意見書(埼玉県熊谷市議会)(第二六六六号)	道路特定財源堅持に関する意見書(山梨県身延町議会)(第二六八五五)	道路特定財源の確保を求める意見書(三重県度会町議会)(第二七〇三三)	道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書(奈良県川上村議会)(第二七二二二)
道路特定財源の確保に関する意見書(埼玉県春日部市議会)(第二六六七号)	道路整備の安定的な財源確保を求める意見書(山梨県身延町議会)(第二六八六六)	道路特定財源の暫定税率の維持に関する意見書(滋賀県議会)(第二七〇四四)	道路特定財源の暫定税率等の維持による道路財源の確保を求める意見書(和歌山県議会)(第二七二二二)
道路特定財源の確保に関する意見書(埼玉県志木市議会)(第二六六八号)	道路整備の安定的な財源確保を求める意見書(山梨県西桂町議会)(第二六八七七)	道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書(滋賀県竜王町議会)(第二七〇五五)	道路特定財源の確保に関する意見書(和歌山県橋本市議会)(第二七二三三)
道路特定財源の確保に関する意見書(千葉県野田市議会)(第二六六九号)	道路特定財源の確保に関する意見書(長野県山梨県忍野村議会)(第二六八八八)	道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書(滋賀県竜王町議会)(第二七〇六六)	道路特定財源の確保に関する意見書(和歌山県有田市議会)(第二七二四四)
道路特定財源の確保に関する意見書(千葉県香取市議会)(第二六七〇号)	道路特定財源の堅持に関する意見書(長野県北村議会)(第二六八九九)	道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書(滋賀県竜王町議会)(第二七〇七七)	道路特定財源の確保に関する意見書(和歌山県高野町議会)(第二七二六六)
道路特定財源の確保に関する意見書(千葉県山武市議会)(第二六七二二)	道路特定財源の堅持を求める意見書(長野県野沢温泉村議会)(第二六九一一)	道路特定財源の確保に関する意見書(京都府宮津市議会)(第二七〇八八)	道路特定財源の確保に関する意見書(和歌山県湯浅町議会)(第二七二七七)
道路特定財源の確保に関する意見書(千葉県いすみ市議会)(第二六七三三)	道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率の延長に関する意見書(岐阜県大野町議会)(第二六九二二)	道路整備の着実な推進のための財源確保に関する意見書(京都府和東町議会)(第二七〇九九)	道路特定財源の確保に関する意見書(和歌山県広川町議会)(第二七二八八)
道路特定財源に関する意見書(千葉県九十九里町議会)(第二六七四四)	道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率の延長に関する意見書(岐阜県富加町議会)(第二六九三三)	道路特定財源の確保に関する意見書(大阪府大東市議会)(第二七一〇〇)	道路特定財源の確保に関する意見書(和歌山県印南町議会)(第二七二九九)
道路特定財源の堅持を求める意見書(東京都大田区議会)(第二六七五五)	道路特定財源の確保に関する意見書(静岡県伊豆市議会)(第二六九四四)	道路特定財源の確保に関する意見書(兵庫県明石市議会)(第二七一一一)	道路特定財源の確保に関する意見書(和歌山県日高川町議会)(第二七三〇〇)
道路特定財源の堅持を求める意見書(東京都府中市議会)(第二六七六六)	道路特定財源の確保に関する意見書(愛知県安城市議会)(第二六九五五)	道路特定財源の確保に関する意見書(兵庫県赤穂市議会)(第二七一二二)	道路特定財源の確保に関する意見書(和歌山県那智勝浦町議会)(第二七三一一)
道路特定財源の制度堅持に関する意見書(東京都日の出町議会)(第二六七七七)	道路特定財源の確保に関する意見書(愛知県江南市議会)(第二六九六六)	道路特定財源の確保に関する意見書(兵庫県三木市議会)(第二七二三三)	道路特定財源の確保に関する意見書(和歌山県申本町議会)(第二七三三三)
道路特定財源に係る暫定税率維持を求める意見書(東京都奥多摩町議会)(第二六七七八)	道路特定財源の確保に関する意見書(愛知県稲沢市議会)(第二六九七七)	道路特定財源の確保に関する意見書(兵庫県たつの市議会)(第二七二四四)	道路整備予算の確保に関する意見書(岡山県早島町議会)(第二七三三三)
道路特定財源の確保等に関する意見書(神奈川県茅ヶ崎市議会)(第二六七九号)	道路財源の確保に関する意見書(愛知県稲沢市議会)(第二六九八八)	道路特定財源の確保に関する意見書(奈良県御所市議会)(第二七二五五)	道路特定財源の確保に関する意見書(広島県竹原市議会)(第二七三三三)
道路特定財源の確保に関する意見書(富山県市議会)(第二六八〇号)	道路財源の確保と地方への配分強化を求める意見書(三重県鈴鹿市議会)(第二六九九九)	道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書(奈良県広陵町議会)(第二七二七七)	道路特定財源諸税における暫定税率等の延長に関する意見書(広島県尾道市議会)(第二七三三五)
道路特定財源の確保に関する意見書(石川県七尾市議会)(第二六八一号)	道路財源の確保と地方への配分強化を求める意見書(三重県鈴鹿市議会)(第二六九九九)	道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書(奈良県広陵町議会)(第二七二七七)	道路特定財源の確保に関する意見書(広島県三次市議会)(第二七三六六)
道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年			

道路整備特定財源諸税における暫定税率等の延長に関する意見書(広島県大竹市議会)(第二七三三号)
道路整備財源の確保・充実に関する意見書(香川県善通寺市議会)(第二七三八号)
道路特定財源諸税の暫定税率延長等を求める意見書(香川県直島町議会)(第二七三九号)
道路特定財源の暫定税率維持を求める意見書(愛媛県内子町議会)(第二七四〇号)
道路特定財源の暫定税率維持を求める意見書(愛媛県伊方町議会)(第二七四一号)
道路特定財源の暫定税率維持を求める意見書(愛媛県愛南町議会)(第二七四二号)
道路特定財源の暫定税率の維持を求める意見書(高知県議会)(第二七四三号)
道路特定財源の確保に関する意見書(高知県室戸市議会)(第二七四四号)
道路特定財源の確保に関する意見書(高知県須崎市議会)(第二七四五号)
道路特定財源諸税の暫定税率堅持と地方道路整備財源の拡充を求める意見書(高知県中土佐町議会)(第二七四六号)
道路整備の早期かつ着実な推進に関する意見書(福岡県那珂川町議会)(第二七四七号)
道路特定財源の確保に関する意見書(福岡県芦屋町議会)(第二七四八号)
道路特定財源の確保に関する意見書(福岡県筑前町議会)(第二七四九号)
道路特定財源に関する意見書(福岡県矢部村議会)(第二七五〇号)
道路特定財源の確保に関する意見書(佐賀県小城市議会)(第二七五一号)
道路特定財源の確保を求める意見書(長崎県対馬市議会)(第二七五二号)
道路特定財源の確保に関する意見書(長崎県鹿町町議会)(第二七五三三号)
道路整備財源の確保に関する意見書(熊本県八代市議会)(第二七五四号)
道路整備財源の確保に関する意見書(熊本県山鹿市議会)(第二七五五号)

鹿市議会(第二七五五号)
道路整備財源の確保に関する意見書(熊本県富合町議会)(第二七五六号)
道路整備財源の確保に関する意見書(熊本県玉東町議会)(第二七五七号)
道路整備財源の確保に関する意見書(熊本県植木町議会)(第二七五八号)
道路整備財源の確保に関する意見書(熊本県西原村議会)(第二七五九号)
道路整備財源の確保に関する意見書(熊本県南阿蘇村議会)(第二七六〇号)
道路整備財源の確保に関する意見書(熊本県嘉島町議会)(第二七六一号)
道路整備財源の確保に関する意見書(熊本県益城町議会)(第二七六二号)
道路整備財源の確保に関する意見書(熊本県山都町議会)(第二七六三三号)
道路特定財源に関する意見書(熊本県水上村議会)(第二七六四号)
道路整備財源の確保に関する意見書(熊本県球磨村議会)(第二七六五号)
道路特定財源である揮発油税等の暫定税率の維持を求める意見書(大分県日田市議会)(第二七六六号)
道路特定財源の確保に関する意見書(大分県豊後高田市議会)(第二七六七号)
道路特定財源暫定税率堅持に関する意見書(大分県姫島村議会)(第二七六八号)
道路特定財源の確保に関する意見書(鹿児島県大口市議会)(第二七六九号)
道路特定財源の確保に関する意見書(鹿児島県曾於市議会)(第二七七〇号)
道路特定財源の確保に関する意見書(鹿児島県志布志市議会)(第二七七一号)
道路特定財源の確保に関する意見書(鹿児島県大和村議会)(第二七七二二号)
道路特定財源の確保に関する意見書(鹿児島県和泊町議会)(第二七七三三号)
四月四日

上尾道路早期整備に関する意見書(埼玉県鴻巣市議会)(第三〇五五号)
一級河川の権限移譲に関する意見書(青森県中泊町議会)(第三〇五六号)
一級河川の権限移譲に関する意見書(山形県山辺町議会)(第三〇五七号)
一級河川の権限移譲に関する意見書(山形県朝日町議会)(第三〇五八号)
一級河川の権限移譲に関する意見書(山形県大江町議会)(第三〇五九号)
一級河川の権限移譲に関する意見書(山形県真室川町議会)(第三〇六〇号)
一級河川管理移譲に関する意見書(山形県鮎川村議会)(第三〇六一号)
海洋環境の保全についての意見書(静岡県浜松市議会)(第三〇六二二号)
建築確認手続きの円滑化についての意見書(愛知県議会)(第三〇六三三号)
建築確認申請をめぐる混乱の早期解消を求める意見書(広島県議会)(第三〇六四四号)
タクシー事業の規制緩和の見直しを求める意見書(岩手県一関市議会)(第三〇六五五号)
タクシー事業の規制緩和の見直しを求める意見書(岩手県釜石市議会)(第三〇六六六号)
道路特定財源の確保に関する意見書(水戸市議会)(第三〇六七七号)
道路特定財源の確保に関する意見書(富山県黒部市議会)(第三〇六八八号)
地方自治体の安定的財政運営と道路特定財源の確保を求める意見書(福島県議会)(第三〇六九九号)
地方への道路整備財源の確保を求める意見書(三重県朝日町議会)(第三〇七〇〇号)
地方の道路整備の促進と道路特定財源の確保を求める意見書(徳島県牟岐町議会)(第三〇七一一号)
地方の道路整備の促進と道路特定財源の確保を求める意見書(徳島県北島町議会)(第三〇七二二号)

道路財源の確保等に関する意見書(福岡県東峰村議会)(第三〇七三三三号)
道路整備に必要な財源の確保に関する意見書(北海道小樽市議会)(第三〇七四四号)
道路整備に必要な財源の確保に関する意見書(北海道釧路市議会)(第三〇七五五号)
道路財源の確保に関する意見書(北海道網走市議会)(第三〇七六六号)
道路整備に関する意見書(北海道士別市議会)(第三〇七七七号)
道路特定財源の確保に関する意見書(北海道富良野市議会)(第三〇七八八号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道厚沢部町議会)(第三〇七九九号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道積丹町議会)(第三〇八〇〇号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道奈井江町議会)(第三〇八一一号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道浦臼町議会)(第三〇八二二号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道東神楽町議会)(第三〇八三三三号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道当麻町議会)(第三〇八四四号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道増毛町議会)(第三〇八五五号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道小平町議会)(第三〇八六六号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道枝幸町議会)(第三〇八七七号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道津別町議会)(第三〇八八八号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道訓子府町議会)(第三〇八九九号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道洞爺湖町議会)(第三〇九〇〇号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道道むかわ町議会)(第三〇九一一号)
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道

厚岸町議会(第三〇九二号)	道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県植葉町議会(第三一一一号))	道路特定財源の確保に関する意見書(埼玉県鴻巣市議会(第三二二〇号))	度内成立を求める意見書(富山県津市議会(第三二四八号))
「道路の中期計画」の推進に関する意見書(北海道浜中町議会(第三〇九三号))	道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県大熊町議会(第三一一二号))	道路特定財源の確保に関する意見書(埼玉県越谷市議会(第三二二二一))	道路特定財源の確保に関する意見書(富山県氷見市議会(第三二四九号))
道路特定財源の確保と地方の道路整備を求める意見書(青森県議会(第三〇九四号))	道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県飯館村議会(第三一一三))	道路特定財源の確保に関する意見書(埼玉県八潮市議会(第三二二三一))	道路特定財源の暫定税率延長維持に関する意見書(福井県大野市議会(第三二五〇号))
道路整備予算の確保を求める意見書(岩手県奥州市議会(第三〇九五号))	道路特定財源の確保に関する緊急決議の意見書(茨城県古河市議会(第三二一四号))	道路特定財源の確保に関する意見書(千葉県木更津市議会(第三二二三三))	道路特定財源の確保に関する意見書(福井県勝山市議会(第三二五一二))
道路特定財源の確保に関する意見書(岩手県大槌町議会(第三〇九六号))	道路特定財源の確保に関する意見書(茨城県常陸太田市議会(第三二一五五))	道路特定財源の確保に関する意見書(千葉県鴨川市議会(第三二三四四))	道路特定財源堅持に関する意見書(山梨県斐崎市議会(第三二五二二))
道路財源の確保に関する意見書(岩手県一戸町議会(第三〇九七号))	道路特定財源の確保に関する意見書(茨城県高萩市議会(第三二一六六))	道路特定財源の確保に関する意見書(千葉県富津市議会(第三二三五五))	道路特定財源の確保に関する意見書(山梨県中央市議会(第三二五三三))
道路特定財源の確保に関する意見書(宮城県岩沼市議会(第三〇九八号))	道路特定財源の確保に関する意見書(茨城県北茨城市議会(第三二一七七))	道路特定財源の確保に関する意見書(千葉県富里市議会(第三二三六六))	道路特定財源確保に関する意見書(山梨県丹波山村議会(第三二五四四))
同一都道府県内で完結している一級河川の管理を都道府県に移譲しないよう求める意見書(秋田県横手市議会(第三〇九九号))	道路特定財源の確保に関する意見書(茨城県潮来市議会(第三二一八九))	道路特定財源の確保に関する意見書(千葉県南房総市議会(第三二三七七))	道路特定財源の確保を求める意見書(長野県上田市議会(第三二五五五))
道路特定財源制度の堅持を求める意見書(秋田県横手市議会(第三一一〇号))	道路特定財源の確保に関する意見書(茨城県守谷市議会(第三二二〇〇))	道路整備に必要な道路特定財源諸税の暫定税率等に関する意見書(千葉県多古町議会(第三二三八八))	道路特定財源の確保に関する意見書(長野県小谷市議会(第三二五六六))
道路特定財源の確保に関する意見書(秋田県男鹿市議会(第三一一〇一))	道路特定財源の確保に関する意見書(茨城県西谷市議会(第三二二二二))	道路特定財源に関する意見書(千葉県芝山町議会(第三二二九九))	道路特定財源の確保に関する意見書(長野県小諸市議会(第三二五七七))
道路特定財源の確保に関する意見書(山形県寒河江市議会(第三二二二二))	道路特定財源の確保に関する意見書(茨城県筑西市議会(第三二二二二))	道路特定財源の暫定税率維持を求める意見書(東京都中野区議会(第三二四〇〇))	道路特定財源の確保に関する意見書(長野県伊那市議会(第三二五八八))
道路特定財源の確保に関する意見書(山形県村山市議会(第三二二二三))	道路特定財源の確保に関する意見書(茨城県稲敷市議会(第三二二二二))	道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止等を求める意見書(東京都小金井市議会(第三二四一四))	道路特定財源の確保に関する意見書(長野県中野市議会(第三二五九九))
道路整備の推進と道路特定財源の暫定税率延長に関する意見書(山形県真室川町議会(第三二二四四))	道路特定財源の確保に関する意見書(栃木県さくら市議会(第三二二三三))	道路特定財源の確保に関する意見書(神奈川県厚木市議会(第三二四二二))	道路特定財源の確保に関する意見書(長野県飯山市議会(第三二六〇〇))
道路整備の推進と財源確保を求める意見書(山形県三川町議会(第三二二四五))	道路財源の確保に関する意見書(群馬県高崎市議会(第三二二五五))	道路特定財源の確保に関する意見書(新潟県村上市議会(第三二四三三))	道路特定財源の堅持を求める意見書(長野県佐久穂町議会(第三二六一一))
道路特定財源の安定的な確保に関する意見書(福島県国見町議会(第三二二六六))	道路特定財源の確保に関する意見書(群馬県渋川市議会(第三二二六六))	道路特定財源の確保に関する意見書(新潟県阿賀野市議会(第三二四四四))	道路整備の促進と道路整備財源の確保に関する意見書(長野県泰阜村議会(第三二六二二))
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県天栄村議会(第三二二七七))	道路特定財源の確保に関する意見書(群馬県安中市議会(第三二二七七))	道路特定財源の確保に関する意見書(新潟県魚沼市議会(第三二四五五))	道路特定財源確保と暫定税率維持を求める意見書(長野県山ノ内町議会(第三二六三三))
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県北塩原村議会(第三二二八八))	道路特定財源の確保に関する意見書(群馬県安中市議会(第三二二七七))	道路特定財源の確保に関する意見書(新潟県南魚沼市議会(第三二四六六))	道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率の延長に関する意見書(岐阜県岐南町議会(第三二六四四))
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県浅川町議会(第三二二八九))	道路特定財源などの確保に関する意見書(群馬県みどり市議会(第三二二八八))	道路特定財源の確保に関する意見書(新潟県胎内市議会(第三二四七七))	道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率の延長に関する意見書(岐阜県垂井町議会(第三二六五五))
道路財源の安定的な確保に関する意見書(福島県三春町議会(第三二二九〇))	道路財源の確保に関する意見書(埼玉県飯能市議会(第三二二九九))	道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年	

道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確

道路特定財源の暫定税率維持を求める意見書

佐町議會(第三三二一號)

平十二月には、観光立国推進基本法が衆議院、参

議院ともに全会一致で成立しました。これを受け、政府では、昨年六月に観光立国推進基本計画を閣議決定いたしました。今後、この基本計画に基づき、観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するためには、国全体として、官民を挙げて取り組む組織体制の整備が喫緊の課題となっております。

また、昨今の公共交通機関における事故、トラブルを踏まえ、運輸安全対策の強化が求められています。国民が日々安心して暮らしていくためには、安全、安心の確保が最重要課題であり、多様化、複雑化する陸海空の事故原因究明機能の高度化、原因関係者に対する勧告制度の創設等による事故再発防止機能の強化を図るため、組織体制を整備する必要があります。

このような趣旨から、このたび、この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国土交通省設置法について、国土交通省の外局として観光庁を設置することとしております。

第二に、航空・鉄道事故調査委員会設置法について、題名を運輸安全委員会設置法に改め、国土

交通省の外局として運輸安全委員会を設置し、同委員会は、陸海空にわたり事故原因究明を行うこととするともに、事故等の原因関係者に対し勧告を行い、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとしております。

その他、国土交通省の特別の機関として海難審判所を設置する等、所要の規定の整備を行うとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○竹本委員長 これにて趣旨の説明は終わります。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十三分散会

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案
国土交通省設置法等の一部を改正する法律
(国土交通省設置法の一部改正)

第一条 国土交通省設置法平成十一年法律第百号の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「船員労働委員会」を「観光庁」に、「第四節 海上保安庁(第五十二条)」を「第四節 運輸安全委員会(第五十一条)」に改める。

第三十條中「推進」の下に、「観光立国の実現に向けた施策の推進」を加える。

第四十條第十五号中「第百号」を「第九十九号」に改め、同条第七十五号中「関する事故」の下に「並びにこれらの事故の兆候」を加え、「並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査」を削り、同条第九十六号を削り、第九十七号を第九十六号とし、第九十八号から第百号までを一号ずつ繰り上げ、第百一号の前に次の一号を

加える。

百 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

第四十條第百一十一号中「の原因及び」を「及び航空事故の兆候の原因並びに」に改め、「並びに航空事故の兆候についての必要な調査」を削り、同条第百一十三号を削り、第百一十二号を第百一十三号とし、第百一十八号から第百一十一号

までを一号ずつ繰り下げ、第百一十七号の次に次の一号を加える。

百十八 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)第九條に規定する事務

第六十條第二項の表航空・鉄道事故調査委員会の項を削る。

第四十條第一項第三号中「(昭和二十八年法律第百四十九号)」の下に、「船員法(昭和二十二年法律第百号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)、勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)」を加える。

第十六條第二項中「二人」を「四人」に改める。

第十九條に次の一項を加える。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第二十七條第二項中「小笠原総合事務所」を「次のとおり」に改め、同項に次のように加える。

小笠原総合事務所
海難審判所

第三章第三節中第二十九條の次に次の一條を加える。

(海難審判所)
第二十九條の二 海難審判所については、海難審判法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三十五條第一項中「航空・鉄道事故調査委員会」を「運輸安全委員会」に、「第百号まで」を「第九十九号まで、第百号運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第

百十三号)第五條第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地方運輸局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第四十四條に規定するものについては、観光庁長官の指揮監督を受けるものとする。

第三十八條第一項中「航空・鉄道事故調査委員会」を「運輸安全委員会」に、「航空・鉄道事故調査委員会設置法第三條第一号から第三号まで」を「運輸安全委員会設置法第五條第一号及び第二号」に改める。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて、国土交通省に、次の外局を置く。

観光庁
気象庁

2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて国土交通省に置かれる外局は、次のとおりとする。

運輸安全委員会
海上保安庁

第四章第二節を次のように改める。

第二節 観光庁
(長官)

第四十二條 観光庁の長は、観光庁長官とする。

(任務)
第四十三條 観光庁は、観光立国の実現に向けて、魅力ある観光地の形成、国際観光の振興その他の観光に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)
第四十四條 観光庁は、前条の任務を達成するため、第四條第二十一号から第二十三号まで、第百二十五号及び第百二十八号に掲げる事務をつかさどる。

第四十七条中「第百十八号から第百二十一号まで」を「第百十九号から第百二十二号まで」に改める。

第四十九条第一項中「第四条第百十九号、第百二十号」を「第四条第百二十号、第百二十一号」に、「第百二十一号」を「第百二十二号」に改める。

第四章第五節を削る。

第四章第四節中第五十二条を第五十三条とする。

第四章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節 運輸安全委員会

第五十二条 運輸安全委員会については、運輸安全委員会設置法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正）
第二条 航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

運輸安全委員会設置法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等（第三条―第十

七条）

第三章 事故等調査（第十八条―第二十五条）

第四章 勧告及び意見の陳述（第二十六条―第二十八条）

第五章 雑則（第二十九条―第三十三条）

附則

第一章 総則

第一条中「航空事故及び鉄道事故」を「航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等」に、「並びにこれらの事故」を「並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故」に、「適確に行わせる」を「適確に行う」に、「事故の兆候について必要な調査を行わ

せるため航空・鉄道事故調査委員会」を「調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求める運輸安全委員会」に改める。

第二条を削る。

第二条の二第二項を削り、同条第三項中「航空事故及び航空事故の兆候」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 航空事故

二 航空事故の兆候（機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。）

第二条の二第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「鉄道事故及び鉄道事故の兆候」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 鉄道事故

二 鉄道事故の兆候（鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）

第二条の二第六項を同条第四項とし、同条に次の三項を加える。

5 この法律において「船舶事故」とは、次に掲げるものをいう。

一 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷

二 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷

6 この法律において「船舶事故等」とは、次に掲げるものをいう。

一 船舶事故

二 船舶事故の兆候（船舶事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）

7 この法律において「原因関係者」とは、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の原因又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故

に伴い発生した被害の原因に関係があると認められる者をいう。

第二条の二を第二条とし、第二十七条を第三十三条とする。

第二十六条第一号中「第十五条第二項第一号若しくは第二号」を「第十八条第二項第一号、第二号若しくは第三号」に、「第十七条第四項を「第二十二條第四項」に改め、同条第二号中「第十五条第二項第三号」を「第十八条第二項第四号」に、「第十七条第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同条第三号中「第十五条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に、「第十七条第四項」を「第二十二條第四項」に改め、同条第四号中「第十五条第二項第五号」を「第十八条第二項第六号」に、「第十七条第四項」を「第二十二條第四項」に改め、同条第五号中「第十五条第二項第六号」を「第十八条第二項第七号」に、「第十七条第四項」を「第二十二條第四項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十五条中「第十五条の二第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第三十一條とする。

第二十四条中「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に、「第十七条第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同条を第三十條とする。

第二十三条を第二十九條とする。

第二十二條の見出しを「（意見の陳述）」に改め、同条中「航空事故若しくは鉄道事故」を「航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等」に、「これらの事故」を「航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故」に、「建議する」を「意見を述べる」に改め、同条を第二十八條とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

第二十一条の見出しを「（国土交通大臣への勧告）」に改め、同条第一項中「航空事故若しくは鉄道事故」を「航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等」に、「これらの事故」を「航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故」に改め、同条を第二十六條とし、同条の次に次の一條を加える。

（原因関係者への勧告）
第二十七条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき措置について原因関係者に勧告することができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた原因関係者に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

第二十条第二項中「附記」を「付記」に改め、同条を第二十五條とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章 勧告及び意見の陳述

第十九条第一項中「当該事故等の原因に関係があると認められる者」を「原因関係者」に改め、同条第三項中「又は旅客」を「旅客に改め、「鉄道事故等」の下に「又は旅客を運送する海上運送事業の用に供する船舶について発生した船舶事故等」を加え、同条を第二十四條とする。

第十八条を第二十三條とする。

第十七条第二項中「第十五条第二項第三号」を「第十八条第二項第四号」に改め、同条第四項中「第十五条第二項各号」を「第十八条第二項各号」に改め、同条第五項中「第十五条第四項」を「第十八条第四項」に改め、同条を第二十二條とする。

第十六条の見出しを削り、同条中「事故等」を「航空事故等若しくは鉄道事故等」に改め、同条を第二十條とし、同条の前に見出しとして「（事故等の発生の通報）」を付し、同条の次に次の一條を加える。

第二十一条 国土交通大臣（船員法昭和二十二年法律第百号）第百三条第一項の規定により国土交通大臣の行うべき事務を日本の領事官が行う場合にあつては、当該領事官は、同

法第十九条の規定により船舶事故等について報告があつたとき、又は船舶事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

2 海上保安官、警察官及び市町村長は、船舶事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

第十五条の二第二項中「第十八条」を「第二十三條」に改め、同条を第十九條とする。

第十五条第一項中「第三條第一号から第三号まで」を「第五條第一号及び第二号」に改め、同条第二項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「又は軌道経営者」を「軌道経営者又は船舶の使用」に改め、「鉄道施設の下に」「船舶」を加え、「若しくは鉄道事故等関係者」を「鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者」に改め、同条を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 船舶の使用、船舶に乗り組んでいた者、船舶事故に際し人命又は船舶の救助に当たつた者その他の船舶事故等の関係者（以下「船舶事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

第十五条第三項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条第四項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に改め、同条を第十八條とする。

第十四条第四項中「国土交通省令」を「政令」に改め、同条を第十七條とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 事故等調査

第十三条第一項中「又は鉄道事故等」を「鉄道事故等又は船舶事故等」に、「又は鉄道事故」を「鉄道事故又は船舶事故」に、「以下同じ」を「第二十五條第一項第四号において同じ」に改め、同条を第十五條とし、同条の次に次の一条を加える。

（規則の制定）

第十六条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、運輸安全委員会規則を制定することができる。

第十二条を第十四條とし、第十一条を第十三條とし、第十条を第十二條とする。

第九条第二項中「四人」を「六人」に改め、同条第四項中「第五條第四項」を「第七條第四項」に改め、同条を第十一條とする。

第八条第一項中「第六條第四項各号の二」を「第八條第四項各号のいずれか」に改め、同条を第十條とする。

第七条に次の一項を加える。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第七条を第九條とする。

第六条第四項第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六条第四項第五号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 海上運送事業者若しくは港湾運送事業者若しくは船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者若しくはこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者又は水先人

第六条を第八條とする。

第五条第一項中「九人」を「十一人」に改め、同条第二項中「四人」を「五人」に改め、同条を第七條とする。

第四条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第六條とする。

第三条各号列記以外の部分を次のように改める。

委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

第三条第一号中「航空事故」を「航空事故等」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「鉄道事故」を「鉄道事故等」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 船舶事故等の原因を究明するための調査を行うこと。

第三条第六号を次のように改める。

六 船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。

第三条第七号中「航空事故及び鉄道事故」を「航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等」に、「これらの事故」を「航空事故、鉄道事故及び船舶事故」に、「施策について」を「施策又は措置について」に改め、同条第八号中「航空事故及び鉄道事故」を「航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等」に、「これらの事故」を「航空事故、鉄道事故及び船舶事故」に、「建議する」を「国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる」に改め、同条に次の一号を加える。

十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

第三条を第五條とし、同条の前に次の章名及び二条を加える。

第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

（設置）

第三条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三條第二項の規定に基づいて、国土交通省の外局として、運輸安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第四条 委員会は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を

究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求めることを任務とする。

（海難審判法の一部改正）

第三条 海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一條―第六條）

第二章 海難審判所の組織及び管轄

第一節 組織（第七條―第十五條）

第二節 管轄（第十六條―第十八條）

第三章 補佐人（第十九條―第二十三條）

第四章 審判前の手続（第二十四條―第二十九條）

第五章 審判（第三十條―第四十三條）

第六章 裁決の取消しの訴え（第四十四條―第四十六條）

第七章 裁決の執行（第四十七條―第五十一條）

第八章 雑則（第五十二條―第五十七條）

附則

第一条に見出しとして「（目的）」を付し、同条中「海難審判所の審判によつて海難の原因を明らかにし、以てその」を「職務上の故意又は過失によつて海難を生じさせた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うため、国土交通省に設置する海難審判所における審判の手続等を定め、もつて海難の」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この法律において「海難」とは、次に掲げるものをいう。

一 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷

二 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷

三 船舶の安全又は運航の阻害

第三条を削る。

第四条に見出しとして「懲戒」を付し、同条第二項中「海難審判庁を『海難審判所』に、『以下を』第八條及び第二十八條第一項において」に改め、同条第一項及び第三項を削る。

第四条を第三條とする。

第五条に見出しとして「懲戒の種類」を付し、同条第一項中「所為」を「行為」に改め、同項第一号中「以下」を「第四十九條及び第五十一條において」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第四條とする。

第六条に見出しとして「懲戒免除」を付し、同条中「海難審判庁」を「海難審判所」に改め、「第四條第二項に規定する場合において」を削り、「履歴」を「経歴」に、「徴し」を「より」に改め、同条を第五條とする。

第七條に見出しとして「裁決の効力」を付し、同条中「海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同条を第六條とする。

第二章の章名中「海難審判庁」を「海難審判所」に改める。

第二章中第八條の前に次の節名及び一條を加える。

第一節 組織

(設置)

第七條 国土交通省に、特別の機関として、海難審判所を置く。

第八條を次のように改める。

(任務)

第八條 海難審判所は、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判を行うことを任務とする。

第八條の二を削る。

第九條及び第九條の二を削る。

第八條の三に見出しとして「所掌事務」を付し、同条中「海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同条を第九條とする。

第十二條から第十五條までを削る。

第十一條に見出しとして「職権の行使」を付し、同条中「高等海難審判庁長官及び海難審判庁審判官をいう。以下同じ。」を削り、同条を第十三條とする。

第十條に見出しとして「審判官及び理事官」を付し、同条第一項を次のように改める。

海難審判所に審判官及び理事官を置く。

第十條第二項中「海難審判庁理事官及び海難審判庁副理事官をいう。以下同じ。」を削り、「掌る」を「つかさどる」に改め、同項ただし書を削り、同項に項番号を付し、同条第四項中「海難審判庁審判官」を「審判官」に、「政令の定める一定の資格を有する者」を「海難の調査及び審判を行うに必要となる法律及び海事に関する知識経験を有する者として政令で定める者」に、「高等海難審判庁長官」を「国土交通大臣」に改め、同条第五項中「海難審判庁審判官」を「審判官」に改め、同条第三項を削る。

第十條第三項及び第四項に項番号を付し、同条を第十二條とし、同条の前に次の二條を加える。

第十條 海難審判所の長は、海難審判所長とし、審判官をもつて充てる。

(海難審判所長)

第十一條 海難審判所の事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に、地方海難審判所を置く。

(地方海難審判所)

2 地方海難審判所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、国土交通省令で定める。

第十六條に見出しとして「構成」を付し、同条第一項及び第二項を次のように改める。

海難審判所は、三名の審判官で構成する合議体で審判を行う。ただし、地方海難審判所においては、一名の審判官で審判を行う。

2 地方海難審判所において、審判官は、事件が一名の審判官で審判を行うことが不適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、三名の審判官で構成する合議体で審判を行う旨の決定をすることができ、同条第十六條第五項中「第一項本文、第三項及び前項の」を「合議体で審判を行う」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第十六條第三項に項番号を付し、同条を第十四條とし、同条の次に次の一條を加える。

(国土交通省令への委任)

第十五條 この節に定めるもののほか、海難審判所の位置及び内部組織は、国土交通省令で定める。

第十七條及び第十八條を削る。

第十九條に見出しとして「事件の管轄」を付し、同条第一項を次のように改める。

審判に付すべき事件のうち、旅客の死亡を伴う海難その他の国土交通省令で定める重大な海難以外の海難に係るものは、当該海難の発生した地点を管轄する地方海難審判所(海難の発生した地点が明らかでない場合には、その海難に係る船舶の船籍港を管轄する地方海難審判所)が管轄する。

第十九條第二項中「地方海難審判庁」を「地方海難審判所」に、「申立」を「申立て」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「政令」を「国土交通省令」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十六條とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 管轄

第二十條に見出しとして「事件の移送」を付し、同条第一項中「地方海難審判庁」を「地方海難審判所」に、「以て」を「もつて」に、「管轄地方海難審判庁」を「当該事件を管轄する地方海難審判所」に改め、同条第二項中「地方海難審判庁」を「地方海難審判所」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「初から」を「初めから」に、「地方海難審判庁」を「地方海難審判所」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十七條とする。

第二十一條に見出しとして「管轄の移転」を

付し、同条第一項中「高等海難審判庁」を「海難審判所長」に改め、同条第二項中「高等海難審判庁」を「海難審判所長」に改め、「決定を以て」を削り、同項に項番号を付し、同条を第十八條とする。

第二十一條の二及び第二十二條を削る。

第二十三條に見出しとして「補佐人の選任」を付し、第三章中同条を第十九條とする。

第二十四條に見出しとして「補佐人の権限」を付し、同条中「ものの外」を「もののほか」に改め、同条を第二十條とする。

第二十五條に見出しとして「補佐人の要件等」を付し、同条第一項中「高等海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同項ただし書中「但し、海難審判庁」を「ただし、海難審判所」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十一條とする。

第二十六條に見出しとして「海事補佐人の義務」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十二條とする。

第二十七條に見出しとして「海事補佐人に対する監督」を付し、同条中「高等海難審判庁長官」を「海難審判所長」に改め、同条を第二十三條とする。

第二十八條及び第二十九條を削る。

第三十條に見出しとして「理事官による調査」を付し、同条中「地方海難審判庁の所在地に駐在する」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第二十五條とし、第四章中同条の前に次の一條を加える。

(海難の発生の通報)

第二十四條 国土交通大臣(船員法(昭和二十二年法律第百号)第百三条第一項の規定により国土交通大臣の行うべき事務を日本の領事官が行う場合にあつては、当該領事官)は、同法第十九條の規定により海難について報告があつたとき、又は海難が発生したことを知つたときは、直ちに管轄する海難審判所の理事官にその旨を通報しなければならない。

2 海上保安官、警察官及び市町村長は、海難が発生したことを知つたときは、直ちに管轄する海難審判所の理事官にその旨を通報しなければならぬ。

第三十一条に見出しとして「(理事官の義務)」を付し、同条を第二十六条とする。

第三十二条に見出しとして「(調査のための処分)」を付し、同条第一項中「左の各号の」を「次の」に改め、同項第四号中「公務所」を「国土交通大臣、運輸安全委員会、気象庁長官、海上保安庁長官その他の関係行政機関」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十七条とする。

第三十三条に見出しとして「(審判開始の申立て)」を付し、同条第一項中「事件を審判に付すべきもの」を「海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものである」に、「地方海難審判庁」を「海難審判所」に改め、「対して、」の下に「その者を受審人とする」を加え、同条第二項中「事実の下に」及び「受審人に係る職務上の故意又は過失の内容」を加え、同項に項番号を付し、同条第三項及び第四項を削り、同条を第二十八条とする。

第三十四条に見出しとして「(通告)」を付し、同条第二項中「前項の場合においては」を削り、「申立」を「申立て」に改め、同条第一項を削る。

第三十四条を第二十九条とする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 審判

第三十五条に見出しとして「(審判の開始)」を付し、同条中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に、「申立に因つて」を「申立てによつて」に改め、第五章中同条を第三十条とする。

第三十六条に見出しとして「(審判の公開)」を付し、同条を第三十一条とする。

第三十七条に見出しとして「(審判長等の権限)」を付し、同条第一項中「審判長」の下に「又

は審判を開始した一名の審判官」を加え、同条第二項中「審判長」の下に「又は審判を開始した一名の審判官」を加え、同項に項番号を付し、同条を第三十二条とする。

第三十八条に見出しとして「(受審人の尋問)」を付し、同条中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十九条に見出しとして「(口頭弁論)」を付し、同条中「受審人があるときは、」を削り、「基づいて」を「基づいて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三十四条とする。

第四十条に見出しとして「(証拠の取調べ)」を付し、同条第一項中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に、「申立に因り」を「申立てにより」に改め、同条第二項中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「公務所」を「国土交通大臣、運輸安全委員会、気象庁長官、海上保安庁長官その他の関係行政機関」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に、「勾引」を「勾引」に改め、同項に項番号を付し、同条を第三十五条とする。

第四十条の二に見出しとして「(宣誓)」を付し、同条中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に、「取調」を「取調べ」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十条の三に見出しとして「(証拠による事実認定)」を付し、同条を第三十七条とする。

第四十条の四に見出しとして「(自由心証主義)」を付し、同条を第三十八条とする。

第四十一条に見出しとして「(審判開始の申立ての棄却)」を付し、同条中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に、「左の」を「次の」に、「以て」を「もつて」に、「申立を」を「申立てを」に改め、同条第二号中「申立」を「申立て」に改め、同条第三号中「第七号又は第十九条第二項」を「第六号又は第十六条第二項」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十二条の二に見出しとして「(裁決の方式)」を付し、同条中「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条を第四十条とする。

第四十三条中「原因」を「受審人に係る職務上の故意又は過失の内容」に、「且つ」を「かつ」に、「その事実」を「これらの事実」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十四条に見出しとして「(裁決の告知)」を付し、同条中「言渡」を「言渡し」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十五条に見出しとして「(国土交通省令への委任)」を付し、同条中「ものの外」を「もののほか」に改め、「地方海難審判庁の」を削り、同条を第四十三条とする。

第六章 罰則

第五十三条に見出しとして「(裁決の取消しの訴え)」を付し、同条第一項中「高等海難審判庁の」を削り、「に対する訴え」を「取消しの訴え」に改め、同条第二項中「の訴え」を「訴え」に、「言渡」を「言渡し」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条第四項を削り、第七章中同条を第四十四条とする。

第五十四条に見出しとして「(被告適格)」を付し、同条中「の訴え」を「訴え」に、「高等海難審判庁長官」を「海難審判所長」に改め、同条を第四十五条とする。

第五十五条を削る。

第五十六条に見出しとして「(裁決の取消し)」を付し、同条第二項中「高等海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「裁決取消」を「裁決の取消し」に、「高等海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同項に項番号を付し、同条を第四十六条とする。

第七章の章名中「海難審判庁の裁決に対する訴え」を「裁決の取消しの訴え」に改め、同条を第六章とする。

第五十七条に見出しとして「(裁決の執行時期)」を付し、第八章中同条を第四十七条とする。

第五十八条に見出しとして「(裁決の執行者)」を付し、同条中「高等海難審判庁」を「海難審判所」に改め、「海難審判所」の理事官が、地方海難審判庁の裁決は、当該地方海難審判庁の所在地に駐在する」を削り、同条を第四十八条とする。

第五十九条に見出しとして「(免許取消しの裁決の執行)」を付し、同条中「以下」を「次条及び第五十一条において」に改め、同条を第四十九条とする。

第六十条に見出しとして「(業務停止の裁決の執行)」を付し、同条を第五十条とする。

第六十一条に見出しとして「(海技免状等の無効の告示)」を付し、同条中「取消」を「取消し」に改め、同条を第五十一条とする。

第六十二条及び第六十三条を削る。

第八章を第七章とする。

第六十三条の二を削る。

第六十四条に見出しとして「(証人等の費用)」を付し、同条第二項に項番号を付し、第九章中同条を第五十二条とする。

第六十四条の二に見出しとして「(行政手続法の適用除外)」を付し、同条を第五十三条とする。

第六十四条の三に見出しとして「(行政不服審査法による申立て)」を付し、同条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国土交通省令への委任)

第五十五条 この法律に定めるもののほか、海難審判所の事務処理その他この法律の施行に關して必要な事項は、国土交通省令で定める。

第六十五条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「非訟事件手続法により、三千円を」を「三十万円」に改め、同条各号中「海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同条を第五十六条とし、同条の前に見出しとして「(過料)」を付

第六十六条中「第三十七条第二項」を「第三十条第二項」に改め、「審判長」の下に「又は審判を開始した一名の審判官」を加え、「非訟事件手続法により」を削り、「千円」を「十万円」に改め、同条を第五十七条とする。

（労働関係調整法の一部改正）
 第四条 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九條中「(船員法、昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に関しては地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)」を削る。

第十八条第五号中「(船員法の適用を受ける船員に関しては国土交通大臣。以下同じ。)」を削る。

第三十五条の二第二項中「(船員法の適用を受ける船員に関しては、船員中央労働委員会。以下同じ。)」を削り、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第六十条第四項、第七十三條及び第七十九條の二中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に改める。

第九十九条第二項中「船員労働委員会」船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会をいう。以下同じ。を「交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会（以下「交通政策審議会等」という。）に改める。

第百二条中「船員地方労働委員会」を「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が指名するあつせん員」に改める。

第百十条の見出しを「交通政策審議会等の権限」に改め、同条第一項中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改め、「労働組合法に定める権限を行う外」を削り、同条第二項中「船

第百十二条第一項中「運輸監理部長を含む。以下同じ。」を削り、「船員労務官又は船員労働委員会」を「又は船員労務官」に改める。
(船員職業安定法の一部改正)

第六條 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百

三十号の一部を次のように改正する。

目次中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改める。

第五十五条第五項中「船員中央労働委員会」を

「交通政策審議会」に改める。
第四章の章名中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改める。

第九十五条の見出し中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改め、同条第一項中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に、「船

員地方労働委員会」を「地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「地方審議会」という。))」に改め、同条第二項中「船員労働委員会」を「交際政策審議会又は地方審議会」に改め、同条第三項及び第四項中「船員中央労働委員会」を「交際政策審議会」に、「船員地方労働委員会」を「地方審議会」に改め、同条第五項を削る。

第七條 労働組合法(昭和二十四年法律第七十
四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中、「船員中央労働委員会、都道府県労働委員会及び船員地方労働委員会」を「及び都道府県労働委員会」に改める。

第十九条の三第二項中「六人」を「四人」に改める。

第十九条の十第一項中「第二十四条の二第六項」を「第二十四条の二第五項」に改める。

第十九条の十三を削る。

第二十四条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項を」前項に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項第十九条の十三第四項の規定により準用する場合を含む。」を「前三

第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五及び第二十七条の二十六中「第二十四条の第二五項」を「第二十四条の二第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第八条 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十
七号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「船員中央労働委員会」を

「交通政策審議会」に、「船員地方労働委員会」を「地方運輸局に置かれる政令で定める審議会」に、「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に

改め、同条第四項から第六項までの規定中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改める。

第三十六条中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改める。

第三十七条第一項及び第二項中「船員労働委

員会」を「交通政策審議会等」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改め、同項を

同条第三項とする。
(船員災害防止活動の促進に関する法律等の一部改正)

第九條 次に掲げる法律の規定中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に改める。

一 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭

和四十二年法律第六十一号)第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項、第二十七條第四項及び第六十三條(見出しを含む。)

二 勤勞青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)第二十條

第九十二号)第十六条第一項

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法

律第七十六号)第六十条第二項
(雇用の分野における男女の均等な機会及び待

律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に改め、「個別労働関係紛争」

の解決の促進に関する法律」及び「に調停を行わ

せる」を削り、「船員地方労働委員会に調停を委任する」を「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する

調停員に改め、同条第二項中「委任」を「指名」に、「船員地方労働委員会」を「調停員」に、「前章第二節」を「第十九条から第二十七条まで」に

改め、同条第三項前段中「公益委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する三人の委員」を「三人の調停員」に改め、同項後段を

削り、同条第四項中「及び第二十二條」を削り、
「第二十二條、第二十三條」を「から第二十三
條まで」に、「委員会」とあるのは「船員地方労働

委員会」を「委員会」とあるのは「調停員」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した

地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは

「当該調停員が取り扱っている」に、「及び第四項を」から第五項まで「に」、「船員中央労働委員会規則」を「国土交通省令」に改め、同項を同条

第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又

は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

（の一部改正）

第十一条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）の一部を次の

のように改正する。

第二十一条第一項中「にあつせんを行わせる」

を削り、「船員地方労働委員会にあつてせんを委任する」を「第二十一条第三項のあつてせん候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつてせん員に改め、同条第二項中「委任」を「指名」に、「船員地方労働委員会を」あつてせん員に改め、同条第三項を次のように改める。

3 地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第一項の規定により読み替えられた第五条第一項の規定により指名するあつてせん員にあつてせんを行わせるため、二年ごとに、学識経験を有する者のうちからあつてせん候補者三人以上を委嘱し、あつてせん候補者名簿を作成しておかなければならない。

第二十一条第四項中「第十二条第二項、第十三条及び第十五条を」第九條及び第十二條に、「第十七條及び第十八條中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、同条中を「第九條第一項中「委員」とあるのは「あつてせん候補者」と、同条第二項中「委員」とあるのは「あつてせん員又はあつてせん候補者」と、「当然失職する」とあるのは「その地位を失う」と、第十二條から第十五條までの規定中「あつてせん委員」とあり、並びに第十二條第一項、第十八條及び第十九條中「委員会」とあるのは「あつてせん員」と、第十二條第一項中「委員の」とあるのは「あつてせん候補者名簿に記載されている者の」と、「会長」とあるのは「当該あつてせん候補者名簿を作成した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第十四條中「当該委員会が置かれる都道府

県労働局」とあるのは「当該あつてせん員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。）」と、第十七條中「委員会」とあるのは「あつてせん員」と、「当該委員会に係属している」とあるのは「当該あつてせん員が取り扱っている」と、第十八條中「に」、「船員中央労働委員会規則」と、同条中「委員会及びあつてせん」とあるのは「あつてせん」を「国土交通省令」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、附則第三条第二項並びに第五条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。)の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関(以下この条において「旧機関」という。)がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関(以下この条において「新機関」という。)がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一	国土交通大臣(第一条の規定による改正前の国土交通省設置法(以下「旧設置法」という。))第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。	観光庁長官
二	航空・鉄道事故調査委員会	運輸安全委員会
三	海難審判庁	海難審判所
四	船員中央労働委員会(旧設置法第四条第九	中央労働委員会

五	船員中央労働委員会(旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。)	交通政策審議会
六	船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。)	中央労働委員会又は都道府県労働委員会
七	船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合に限る。)	地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
八	船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合(七の項に掲げる場合を除く。))に限る。	地方運輸局に置かれる政令で定める審議会
九	地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)(旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。)	厚生労働大臣又は都道府県知事

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

2 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる運輸安全委員会の委員については、運輸安全委員会設置法第八条第一項に規定する委員に伴う経過措置

第三条 この法律の施行の際現に従前の航空・鉄道事故調査委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二条の規定による改正後の運輸安全委員会設置法(以下単に「運輸安全委員会設置法」という。))第八条第一項の規定により、運輸安全委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、運輸安全委員会設置法第九条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の航空・鉄道事故調査委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

3 航空・鉄道事故調査委員会の委員長又は委員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第二条の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の施行の日前に発生した航空事故等又は鉄道事故等で同日においてまだ当該航空事故等又は鉄道事故等に関する報告書が国土交通大臣に提出されてないものについても適用する。

5 運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の施行の日前に発生した海難で同日においてまだ当該海難に関する審判開始の申立てがされてないものについても適用する。

(海難審判法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日前に審判開始の申立てがされた海難の審判及びこの法律の施行の日前に提起された高等海難審判庁の裁決に対する訴えについては、なお従前の例による。この場合において、従前の高等海難審判庁及び地方海難審判庁並びにこれらの職員が行うべき事務は、海難審判所及びその相当する職員が行うものとし、このうち、従前の地方海難審判庁において取り扱うべき事務は、当該地方海難審判庁の所在地を管轄する地方海難審判所において取り扱うものとする。

(船員労働委員会の廃止に伴う経過措置)

第五条 第七条の規定による改正後の労働組合法(第三項において「新労働組合法」という。)第十九条の第三項に規定する中央労働委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2 第十一条の規定による改正後の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第二十一条第三

項に規定するあつせん員候補者の委嘱及びあつせん員候補者名簿の作成のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

3 新労働組合法第十九条の第三項、第四条の規定による改正後の労働関係調整法第八条の三並びに附則第十二条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律昭和二十三年法律第二百五十七号第三条第二項、第二十五条及び第三十四条第二項の規定の適用については、この法律の施行後初めて中央労働委員会の委員の任期の満了による新たな委員の任命が行われる日の前日までの間は、なお従前の例による。

4 船員労働委員会の委員又は職員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第七条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第八条 この法律の施行の日が最低賃金法の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十九号)の施行の日前である場合には、第八条のうち次の表の上欄に掲げる最低賃金法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条及び第三十六条の改正規定

第三十五条第三項中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会

第四十一条中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」

2 前項の場合において、最低賃金法の一部を改正する法律のうち次の表の上欄に掲げる最低賃金法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十七条の改正規定	第三十七条第一項及び第二項	第四十二条第一項及び第二項
第三十六条を第三十条とし、第三十七条を第三十一条とし、第三十八条を第三十二条とし、第三十九条を第三十三条とし、同条の次に二条を加える改正規定	船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会(以下「船員労働委員会」という。)	交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)
第四十一条の改正規定	船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会(以下「船員労働委員会」という。)	交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)
第四十二条の改正規定	同条第四項中「第三十一条第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条第五項	同条第三項

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、運輸安全委員会設置法第二十七条第二項の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(海上保安庁法の一部改正)

第十条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十

第十一条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

八号の一部を次のように改正する。
第五条第四号中「海難審判庁」を「運輸安全委員会及び海難審判所」に改める。
第三十三条の二中「第五号第二十五号」を「第五号第二十六号」に改める。
(国家行政組織法の一部改正)

別表第一国土交通省の項中「船員労働委員会」を「運輸安全委員会」に、海上保安庁を「気象庁」に改める。

別表第二中「海難審判庁」を削る。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正)

第十二条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第二十五条中「六人」を「四人」に改める。

第三十四条第二項中「若しくは五人」を削る。

(水先法の一部改正)

第十三条 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五十九条ただし書中「海難審判庁」を「海難審判所」に改める。

(通訳案内士法等の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「国土交通大臣」を「観光庁長官」に改める。

一 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百一十号)本則

二 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律

「気象庁」 「観光庁」
海上保安庁を 気象庁
海難審判庁を 海上保安

第二百七十九号)本則

三 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)本則

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十五条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員

第一条第二十四号を次のように改める。

二十四 削除

第一条第四十号を次のように改める。

四十 削除

第一条第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 運輸安全委員会の非常勤の委員

第一条第六十八号を次のように改める。

六十八 削除

別表第一官職名の欄中「公害等調整委員会委員長」を「公害等調整委員会委員長」に、「中央労働委員会」の常勤の公益を代表する委員を「運輸安全委員会の常勤の公益を代表する委員」に改め、「航空・鉄道事故調査委員会委員長」及び「航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員」を削る。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正)

第十六条 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号及び第二項中「第四条第二項」を「第三条」に改める。

第十條第一項ただし書及び第二十三條の七第一項ただし書中「海難審判庁」を「海難審判所」に改める。

第三十條の三第二号及び第三十一條第一号中「第五條」を「第四條」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十七条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第七項中「航空・鉄道事故調査委員会設置法」を「運輸安全委員会設置法」に、「第三条」を「第五条」に、「第二条の二第三項」を「第二条第二項」に改め、同条第八項中「航空・鉄道事故調査委員会」を「運輸安全委員会」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(三十八)中「第二十五条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百四の項から百六の項までの規定中「国土交通省」を「観光庁」に改める。

(調整規定)

第二十条 この法律の施行の日が建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一百四十四号)の施行の日前である場合には、前条中「別表第一の百四の項から百六の項までの規定」とあるのは、「別表第一の百四の項、百五の項及び百七の項とする。

(国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第二十一条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までの規定及び第七条第一項中「国土交通大臣」を「観光庁長官」に改める。

第十三条第三項中「国土交通大臣」の下に、「観光庁長官」を加える。

(外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第二十二条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条、第二十条第一項及び第三項、第二十一条第三項並びに第二十二條中「国土交通大臣」を「観光庁長官」に改める。

第二十六條第二項中「国土交通大臣の」を「観光庁長官の」に改める。

第三十六條第一項及び第四項中「国土交通大臣」を「観光庁長官」に改める。

第四十條中「国土交通大臣」の下に、「観光庁長官」を加える。

第四十一條中「国土交通大臣」の下に「及び観光庁長官」を加える。

成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条、第二十条第一項及び第三項、第二十一条第三項並びに第二十二條中「国土交通大臣」を「観光庁長官」に改める。

第二十六條第二項中「国土交通大臣の」を「観光庁長官の」に改める。

第三十六條第一項及び第四項中「国土交通大臣」を「観光庁長官」に改める。

第四十條中「国土交通大臣」の下に、「観光庁長官」を加える。

第四十一條中「国土交通大臣」の下に「及び観光庁長官」を加える。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第二十三条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の二及び第四十四條の三中「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十四條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「同項第六号、第七号、第四十一号」を「同項第四十一号」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第二十五條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改め、同条ただし書中「船員労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二十六條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十八條中「船員中央労働委員会規則」を

「運輸安全委員会規則を」に改め、同条ただし書中「船員労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第二十七条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「船員中央労働委員会規則を」を「運輸安全委員会規則を」に改め、同条ただし書中「船員労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四百二十四条の見出し中「航空・鉄道事故調査委員会設置法」を「運輸安全委員会設置法」に改め、同条中「航空・鉄道事故調査委員会設置法」を「運輸安全委員会設置法」に、「第十五条の二第一項」を「第十九条第一項」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第二十九条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「船員中央労働委員会規則を」を「運輸安全委員会規則を」に改め、同条ただし書中「船員中央労働委員会の」を「運輸安全委員会の」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第三十条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「船員中央労働委員会規則を」を「運輸安全委員会規則を」に改め、同条ただし書中「船員中央労働委員会の」を「運輸安全委員会の」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

理由

国土交通省の組織に関し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組し、それぞれ航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因究明並びに海技士等の懲戒のための海難審判を行わせることとするほか、船員労働委員会を廃止し、その所掌事務を交通政策審議会等に移管する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十年四月十四日印刷

平成二十年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C